

「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」に対する意見

2020年1月22日

東京弁護士会

会長 篠 塚 力

当会は、「Fin Tech企業による購入履歴等のビッグデータ・AI解析を活用した与信審査手法」や「クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法」などが出現している中、性能規定の考え方に基づけば、「技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべきである。」とする本報告書の考え方には、反対である。

クレジット会社は、もともと、自社の利益のため、債権回収不能による損失を避けるべく、延滞率（または貸倒率）を一定の水準以下に抑えるための営業判断として、各社において、独自の与信審査を行っているものである。さらに、割賦販売法では、2008年の法改正以前においても、顧客の支払能力を超える与信をしないようにすべき努力義務が定められていたものである。しかし、それでも、クレジット会社によって、利用者の支払能力を超える過剰な与信が行われ、多重債務問題を引き起こし、深刻な社会問題となったからこそ、2008年の法改正により、支払可能見込額の調査義務が定められた。

にもかかわらず、本報告書の考え方によれば、クレジット会社は、たとえ、利用者の年収がどれだけ低くとも、あるいは他にどれだけ多額のクレジット債務を抱えていても、それらの事情とは無関係に、クレジット会社の独自のデータ・技術を活用した与信審査によって支払可能であると判断されさえすれば、与信を行うことができるようになる。このような考え方は、各社がそれぞれ独自に行う与信審査の基準とは別に、消費者保護のため、与信の許容される上限を定めておく必要があるとした法の趣旨に明らかに反する。

また、本報告書は、事前のチェックとして「各社は行政に対し、技術・データを用いた与信審査手法の具体的なあり方を、説明責任を持って、プレッジする。」とするが、例えば、事業者がAIを活用した与信審査を行う場合において、そのAIを動かす計算手順となるアルゴリズムやプログラムの設計図にあたるソースコードを開示させることはできないと考えられる。そして、行政において、その与信審査手法が客観的に合理性を有するかどうかをチェックすることも現実的には不可能であるから、結局のところ、事前のチェックとは「現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除する」とか「不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まないものとする」という程度にとどまらざるを得ない。

さらに、本報告書は、事後チェックとして「延滞率によるチェック」と「定期的なレポート（年1回の報告）」を踏まえた上で、「著しく不適正な与信審査を行っている場合には、改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消しといった行政上の措置を行う」とするが、その実効性にも疑問があり、これらの事前チェック及び事後チェックによって、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるとは、考えられない。

以上によれば、クレジット会社の技術・データを用いた与信審査手法については、既存の支払可能見込額調査による方法に重ねて措置するのであればともかく、本報告書のように、新たな枠組みとして措置する（これによって、利用者の年収及びクレジット債務の状況等によれば支払可能見込額を超えると考えられる与信をも許容することとする）ことは、明らかに不適切であるといわざるを得ない。

以 上